

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/9/21号 (No. 372)

【知的財産権部からのお知らせ】

●在中国日系企業における営業秘密漏えい対策支援事業のご案内

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を保護することは極めて重要です。特に中国では、従業員の流動性が高いため、外部には漏らしたくない仕入や納入ルート、顧客情報など経営情報、図面や製造工程などノウハウ、技術情報の漏えいリスクへの備えが欠かせません。ジェトロでは、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国現地法人を対象に、専門家を派遣しコンサルテーションや社内研修を行う事業を実施します。サービス内容は支援対象企業のニーズにあわせてオーダーメイドでご提供いたします。

日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するために、ぜひご利用下さい。事業の詳細、申請書は以下 URL よりご確認いただけます。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

<支援事業概要>

募集期間：2020年6月10日（水）より募集開始。

上限（25社程度を予定）に達し次第終了。

支援期間：採択後から2021年1月29日（金）まで。

利用時間上限：1社あたり20時間

採択企業数：25社程度を予定

費用：無料

* 実際に対策を導入するための社内措置等の費用は自社負担となります。

<お問い合わせ先>

ジェトロ知的財産課

担当：赤澤、中山

Mail：CHIZAI@jetro.go.jp Tel：+81-3-3582-5198 Fax：+81-3-3585-7289

○ 法律・法規等

1. NMPA と CNIPA、「薬品特許紛争早期解決体制の実施弁法」で意見募集(国家知識産権網 2020年9月14日)
2. 最高人民法院と最高検、知財刑事事件の法適用に関する司法解釈を發布(最高人民法院公式サイト 2020年9月13日)
3. 最高人民法院、ネット上の権利侵害と EC サイト関連事件で指導意見(最高人民法院公式サイト 2020年9月13日)
4. 最高人民法院、営業秘密保護と専利登録確認に関する司法解釈を發布(最高人民法院公式サイト 2020年9月11日)

○ 中央政府の動き

1. CNIPA 申局長が第 11 回中国 ASEAN 特許庁長官会合に出席(国家知識産権網 2020年9月16日)
2. CNIPA とハンガリー知的財産庁、了解覚書の改訂版を取り交わす (国家知識産権網 2020年9月16日)
3. 中国・EU 首脳、地理的表示協定の正式調印を公表(商務部公式サイト 2020年9月15日)

○ 地方政府の動き

1. 粵港澳グレートベイエリアの知財調停センターが黄埔で設立(広州市政府公式サイト 2020年9月16日)
2. 福建省福州、重大な知財違反行為の通報者に報奨金 最高 30 万元(中国保護知識産権網 2020年9月14日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、長江デルタ地域における知財保護の一体化を推進(中国保護知識産権網 2020年9月17日)
2. 最高人民法院、知財侵害行為への処罰を強化 「意見」を発布(最高人民法院公式サイト 2020年9月15日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 国家市場監督管理総局、上半期に知財侵害・模倣事件 2.4 万件摘発(中国保護知識産権網 2020年9月16日)
2. 広州黄埔税関、「HUAWEI」「ZTE」を侵害したルーター1500点摘発(中国保護知識産権網 2020年9月11日)

○ 統計関連

1. CNIPA、「中国知的財産権発展状況評価報告書 2019」を発表(国家知識産権網 2020年9月15日)
2. 中国8月の実行ベース外資導入額が18.7%増加、R&D・設計サービス約5割増(商務部公式サイト 2020年9月11日)

○ その他知財関連

1. 粵港澳グレーターベイエリア知的財産取引博覧会、来月28日より開催(中国保護知識産権網 2020年9月17日)
2. CIPS 知的財産権鑑定専門委員会が北京で設立(国家知識産権網 2020年9月11日)
3. 「2020GII レポート」ハイレベル・ラウンドテーブルが北京で開催(国家知識産権網 2020年9月9日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. NMPA と CNIPA、「薬品特許紛争早期解決体制の実施弁法」で意見募集★★★

国家薬品監督管理局(NMPA)と国家知識産権局(CNIPA)は、「許認可制度改革の深化と薬品・医療機器イノベーションの奨励に関する意見」と「知的財産権の保護強化に関する意見」を徹底するために、「薬品特許の紛争に関する早期解決体制の実施弁法(試行)」を共同で作成し、意見募集稿を公表した。

意見募集の締切日は10月25日。意見フィードバック表に記入した上、電子メール(swzpc@nmpa.gov.cn)で提出する。

▽薬品特許の紛争に関する早期解決体制の実施弁法(試行)意見募集稿

<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20200914145933034531.doc>

▽起草の説明

<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20200914145945501697.doc>

▽意見フィードバック表

<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20200914145955260764.doc>

(出典：国家知識産権網 2020年9月14日)

<http://www.cnipa.gov.cn/tcwj/1151412.htm>

★★★2. 最高人民法院と最高検、知財刑事事件の法適用に関する司法解釈を発布★★★

9月13日、最高人民法院(最高法院)と最高人民検察院(最高検)が「知的財産権侵害の刑事事件の審理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈(三)」を発布した。9月14日より施行される。

昨年11月に国が発布した「知的財産権の保護強化に関する意見」の中で、「刑事司法保護を強化し、刑事法律と司法解釈の改正、改善を推進する」などとされている。社会、経済の発展に伴い、知的財産権をめぐる新しいタイプの犯罪が増加している中、特に営業秘密侵害に関する刑事事件の審理が新たな争点として浮き彫りになり、司法解釈で明確にすることが急務となっている。

今回発布された「解釈」は12条からなる。▽営業秘密犯罪の判定と量刑の基準、▽登録商標冒用における「同一商標」、著作権侵害における「権利者の許諾なし」、営業秘密侵害における「不正手段」などの認定に関する具体的な基準、▽知的財産権侵害犯罪の刑罰適用、関連政策の把握——などの内容を規定している。

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年9月13日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-254901.html>

★★★3. 最高法院、ネット上の権利侵害とECサイト関連事件で指導意見★★★

9月13日、最高人民法院が「ネット上の知的財産権侵害紛争に関する幾つかの問題に関する返答」と「電子商取引サイト関連の知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」を発布した。

「返答」は、地方の裁判所が裁判の実務における具体的な法律適用に関して指示を仰ぐ問題について最高法院が作成した一種の司法解釈である。今回発布した「返答」は、権利者による保全請求の提出、インターネットサービスプロバイダと電子商取引サイト経営者の連帯責任などについて明確に規定している。

「電子商取引サイト関連の知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」は、最高法院が電子商取引分野の知的財産権保護について特別に作成した初の指導意見で、基本原則や一般規定、電子商取引サイトの知的財産権保護の規則と管理措置、電子商取引サイト経営者の法的責任などの内容が盛り込まれている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年9月13日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-254941.html>

★★★4. 最高法院、営業秘密保護と専利登録確認に関する司法解釈を発布★★★

9月11日、最高人民法院が「営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」と「専利登録・確認行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定(一)」を発布した。2つの司法解釈は9月12日より施行される。

最高人民法院は、イノベーションと高品質な発展を後押しし、営業秘密と専利(特許、実用新案、意匠)など知的財産権への司法保護を強化し、イノベーション・創造の保護と正当な競争の奨励に取り組む重要な施策として、2つの司法解釈を作成した。裁判基準の統一化や法律適用ルールの整備、営業秘密侵害関連の民事事件と専利の登録・確認に関連する行政事件に対する公正な審理の実現、法治化されたビジネス環境の構築に重要な役割を果たすことが期待されている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年9月11日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-254781.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. CNIPA 申局長が第11回中国 ASEAN 特許庁長官会合に出席★★★

9月10日、第11回中国 ASEAN 特許庁長官会合がビデオ会議の形式で開催された。中国国家知識産権局(CNIPA)からは申長雨局長が出席し、演説した。

申局長は、新型コロナウイルス感染症の克服と経済成長の回復という課題に対応するために、知的財産権のイノベーション激励という重要な役割を活かすべきであるとし、国際交流・協力の持続的な深化、新技術によるサポート役のさらなる活用、知的財産権分野の新たな課題への共同対応——などを提案した。

長官会合では2019~2020年度の中国 ASEAN 知的財産権協力活動計画の実施状況が総括され、新年度の活動計画が可決された。

(出典：国家知識産権網 2020年9月16日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=124847

★★★2. CNIPA とハンガリー知的財産庁、了解覚書の改訂版を取り交わす★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)とハンガリー知的財産庁は先日、「中華人民共和国国家知識産権局とハンガリー知的財産庁の了解覚書」の改訂版を取り交わした。

新しい了解覚書によると、双方の協力範囲はこれまでの特許、実用新案、意匠から、商標や地理的表示、集積回路配置図設計も含めた全ての知的財産権分野にまで拡大される。また、知的財産権保護や、運用の促進、公共サービス、審査実務、審査基準などの分野で交流、協力を行うこととしている。中国とハンガリーによる知的財産権分野の実務協力の深化を促進することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2020年9月16日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1151491.htm>

★★★3. 中国・EU首脳、地理的表示協定の正式調印を発表★★★

習近平国家主席は北京で14日夜、欧州連合（EU）輪番議長国であるドイツのメルケル首相、ミシェル欧州理事会議長（EU大統領）、フォン・デア・ライエン欧州委員長らとテレビ会談を行った。会談では、中国とEUの関係について踏み込んだ意見交換を行い、次の段階における中欧関係の方向性を計画するために重点分野を確認し、意思疎通と協力を強化して、今後一連の重要な政治的議題の成功を確保することで合意した。

双方はまた、「中国・欧州地理的表示協定」を締結すると宣言し、投資協定の交渉加速と年内に交渉を完成させる目標を確認した。

(出典：商務部公式サイト 2020年9月15日)

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ldhd/202009/20200903001174.shtml>

○ 地方政府の動き

★★★1. 粵港澳グレーターベイエリアの知財調停センターが黄埔で設立★★★

粵港澳（広東、香港、澳門）グレーターベイエリアの知的財産権調停センターの設立式典が広州市・黄埔区で行われた。広東省知的財産権研究会、国際争議解決とリスク管理協会、澳門知的財産権研究会、広州市黄埔区司法局、広州開発区知識産権局が共催した。

設立式典を共催した5つの機関は昨年11月、「粵港澳グレーターベイエリア知的財産権調停センター協力枠組み協定」を締結した。調停センターは現在、200人の調停員を抱えており、内訳は大陸部が160人、香港が28人、澳門が12人となっている。銘板除幕式の後で開催された第1回調停員研修クラスに、広東、香港、澳門からの調停員60数名が会場で、その他の調停員がオンラインで参加した。

同センターは、黄埔区司法局の指導の下、広州を中心に広東、香港、澳門に向けて調停活動を展開する。多元的な調停手段、調停結果の相互承認、充実なサービス内容が特徴であるという。

(出典：広州市政府公式サイト 2020年9月16日)

http://www.gz.gov.cn/xw/zwlb/content/post_6544604.html

★★★2. 福建省福州、重大な知財違反行為の通報者に報奨金 最高30万元★★★

福建省福州市がこのほど、「福州市知的財産権重大違法行為の通報奨励試行弁法」を發布した。知的財産権に関わる重大な違法行為を通報した場合、最高30万元の報奨金が支払われる。

同「試行弁法」で、重大な違法行為とは犯罪と、休業命令、営業免許取り消し、5万元以上の制裁金などの行政処分が科される行為をいう。登録商標専用権の侵害や専利（特許、実用新案、意匠）詐称、地理的表示専用標識など特殊標識と公式標識の冒用などが含まれる。

通報事実の確かさや、事件に関わる金額、社会影響度などを総合的に考慮して報奨金額を算出し、一つの事件には最高30万元を与えるという。

(出典：中国保護知識産権網 2020年9月14日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202009/1955003.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高法院、長江デルタ地域における知財保護の一体化を推進★★★

9月15日から16日にかけて南京で開催された、長江デルタ地域の一体化されたイノベーション・知的財産権保護活動の推進に関するシンポジウムで、最高人民法院の賀榮副院長が長江デルタ地域のイノベーションと知的財産権に対する一体化保護を推進することを強調した。

賀副院長は、長江デルタ地域の一体化された発展は、国の重大な戦略的政策であると指摘した後、イノベーションと知的財産権に対する一体化保護を通じて、基礎理論の研究を促進し、市場主体のイノベーション活力を引き出し、知的財産権の保護を強化しなければならないと語った。

シンポジウムにおいて、三省一市（安徽省、江蘇省、浙江省、上海市）の高級人民法院と知識産権局は「長江デルタ地域の一体化されたイノベーションと知的財産権保護を推進する覚書」を締結した。

(出典：中国保護知識産権網 2020年9月17日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202009/1955134.html>

★★★2. 最高法院、知財侵害行為への処罰を強化 「意見」を發布★★★

9月14日、最高人民法院が「知的財産権侵害行為への処罰を法に基づいて強化することに関する意見」を發布した。知的財産権に関する司法救済の措置を定め、または改善した内容が盛り込まれていて、権利侵害行為を効果的に抑制し、法治化された良好なビジネス環境を構築する狙いである。国の「知的財産権の保護強化に関する意見」を徹底するための重要な施策でもある。

「意見」は、司法保護の実際の効果を確実に強化することを目指し、知的財産権裁判の現状を踏まえて、裁判の実務で浮上した問題に焦点を合わせて、行為保全や証拠保全、挙証妨害、権利侵害停止、懲罰的賠償、法定賠償、刑事罰の厳罰化などの内容を規定している。

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年9月15日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-255601.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 国家市場監督管理総局、上半期に知財侵害・模倣事件2.4万件摘発★★★

国家市場監督管理総局が公式サイトで発表したデータによると、今年1～6月、全国の市場監督管理部門で知的財産権に関するエンフォースメントなどの特別行動を実施し、重点分野、重点商品、重点市場に対する監視、管理を一段と強化した。

一連の活動で行政法執行の抑止力を一層発揮し、権利者と消費者の合法的な権益を確実に守り、市場経済の秩序維持と良好なビジネス環境作りで成果を上げている。各種の特別行動において、10万6800件の違反事件を摘発し、この中で知的財産権侵害、模倣品製造販売に関わる事件は2万4000件あった。また、権利侵害と模倣品が多発する市場について、約5万回の法執行行動を実施してきた。

(出典：中国保護知識産権網 2020年9月16日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202009/1955089.html>

★★★2. 広州黄埔税関、「HUAWEI」「ZTE」を侵害したルーター1500点摘発★★★

広東省広州黄埔税関によると、同税関所轄の鳳崗税関が差し押さえた「HUAWEI」、「ZTE」商標が付いているルーター、合わせて1500点について、権利者であるファーウェイ、中興通迅(ZTE)の確認を経て、全てが権利侵害商品であることが判明した。この事件は現在、さらなる調査が進められている。全国の税関で展開されている知的財産権保護の特別行動「龍騰行動2020」において、黄埔税関が初めて摘発した、重点企業の商標権を侵害した貨物である。

先日、広州の電子商取引有限会社が鳳崗税関に輸出を申告した、申告内容が「型番なし、ブランドなし」の1000点のルーターについて、税関職員が検査で「HUAWEI」標識が付いているのに気づき、権利侵害の嫌疑があるとして差し押さえた。二日後、「型番なし」と申告され、実際、「ZTE」商標が付いている500点のルーターを更に差し押さえた。権利者に鑑定を依頼したところ、いずれも許諾なしの権利侵害商品であることが判明したという。

(出典：中国保護知識産権網 2020年9月11日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202009/1954973.html>

○ 統計関連

★★★1. CNIPA、「中国知的財産権発展状況評価報告書2019」を発表★★★

国家知識産権局(CNIPA)知的財産権発展研究センターがこのほど、「中国知的財産権発展状況評価報告書」の2019年版を発表した。それによると、中国の知的財産権発展指数が2010年の100から19年には279.2に上昇し、世界における順位も2014年の20位から2018年の8位に浮上した。

報告書のまとめによると、中国の知的財産権総合発展指数は2013年を境に、その進歩がより顕著となり、急成長を続けてきた。2013年より前の中国の知的財産権総合発展指数の年平均成長率は5.4%だったが、2013年以降は15.0%に上る。中国共産党第18回全国代表大会(「十八大」)以降、中国のイノベーション指数の伸び率も明らかに上がり、2019年には270.5に達し、年平均成長率は11.7%となっている。

国際的に見ると、調査対象となった40カ国のうち、中国の順位は2014年の20位から2018年の8位まで上昇した。2018年の世界知的財産権発展水準トップ10カ国は、日本、米国、韓国、スイス、ドイツ、オランダ、フィンランド、中国、スウェーデン、デンマークの順となっている。

同センターは2012年から中国知的財産権発展状況評価の研究に取り組み、国内各地の状況を創造、運用、保護、環境の面から分析し、毎年評価結果を公表している。

(出典：国家知識産権網 2020年9月15日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1151418.htm>

★★★2. 中国 8 月の実行ベース外資導入額が 18.7%増加、R&D・設計サービス約 5 割増★★★

商務部が 11 日に発表したデータによると、今年 1 月から 8 月にかけて、全国の実行ベース外資導入額が 6197 億 8 千万元（1 元は約 15.5 円）に達し、前年同期比 2.6%増加した（米ドル換算では 890 億ドル、同 0.3%減少。銀行、証券、保険分野を含まない、以下同）。このうち、8 月の外資導入額は 841 億 3 千万元で同 18.7%増加した（米ドル換算では 120 億 3 千万ドル、同 15%増加）。

業界別にみると、1~8 月、サービス業における外資導入額は 4766 億 1 千万元、前年同期比で 12.1%増えた。ハイテクサービス業は同 28.2%増加し、そのうち情報サービスが同 24%増、研究開発・設計サービスが同 47.3%増、専門技術サービスが同 111.4%増、科学技術成果移転サービスが同 20.2%増となっている。

主要投資国をみると、1~8 月、自由港経由の投資データを含めて、香港からの実行ベース外資導入額は前年同期比 10%増加した。シンガポールは同 8.9%増加、イギリスは同 17.2%増加、オランダは同 73.6%増加であった。

（出典：商務部公式サイト 2020 年 9 月 11 日）

<http://www.mofcom.gov.cn/article/news/202009/20200903000476.shtml>

○ その他知財関連

★★★1. 粵港澳グレートベイエリア知的財産取引博覧会、来月 28 日より開催★★★

広東省市場监督管理局（知識産権局）、広州市人民政府、香港知的財産署、澳門経済局は 10 月 28 日から 11 月 3 日にかけて、2020 粵港澳グレートベイエリア・知的財産取引博覧会を共催することになった。

今回博覧会はオンラインで開催され、知的財産権の取引、運営に焦点を合わせ、知的財産権成果の展示、運用、取引、オンライン議論、イノベーションリソース協力などを一体化させたプラットフォームを目指す。粵港澳グレートベイエリアに関する国家戦略の徹底や、その知的財産権運営サービスシステムの整備推進などが目的である。

博覧会は 6 つのオンライン取引博覧エリアと、新型コロナ対策をテーマとした展示会を含み、世界各国から 2000 社以上が出展する見通し。

（出典：中国保護知識産権網 2020 年 9 月 17 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xg/202009/1955138.html>

★★★2. CIPS 知的財産権鑑定専門委員会が北京で設立★★★

9 月 10 日、中国知的財産権研究会（CIPS）知的財産権鑑定専門委員会が北京で設立式典と第 1 回会員大会を開催した。国家知識産権局の周暉国副局長、CIPS 田力普理事長が出席し、演説したほか、最高人民法院や国家司法部・公共法律サービス管理局、北京知識産権法院、国家知識産権局・知的財産権保護司、最高人民検察院・検察技術情報研究センターの責任者と専門家が会議に参加し、オンラインを通じて、または現場で祝辞を述べた。

知的財産権鑑定専門委員会は、CIPS が交流プラットフォームと懸け橋としての機能を果たし、20 余りの鑑定機構と 200 名以上の鑑定専門家と手を携えて創立したもので、一里塚としての重要な意義があると見られる。

（出典：国家知識産権網 2020 年 9 月 11 日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1151376.htm>

★★★3. 「2020GII レポート」ハイレベル・ラウンドテーブルが北京で開催★★★

9 月 3 日、世界知的所有権機関（WIPO）が主催し、WIPO 中国事務所が運営を担当する「2020 グローバルイノベーション指数」ハイレベル・ラウンドテーブルが北京で開催された。WIPO フランシス・ガリ事務局長が祝賀ビデオメッセージを送り、中国のイノベーションに関する取り組みを評価した。中国国家知識産権局（CNIPA）からは申長雨局長が出席し、基調演説を行った。

申局長は、「中国がイノベーション分野で獲得した大きな成果は、国がイノベーションと知的財産権を非常に重視していることと切り離せない。CNIPA は知的財産権の保護を引き続き強化し、中国経済の高品質な発展を後押ししていきたい」と述べた。

政府部門や大学、イノベーション型企業からのゲストは、さまざまな側面から知的財産権の保護強化、イノベーション分野の開放協力を促進するための提案を行い、議論を交わした。

(出典：国家知識産権網 2020年9月9日)
<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1151309.htm>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!/?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved